

保護者 各位

令和2年4月21日

肝付町 福祉課

新型コロナウイルス感染拡大防止のための家庭での保育のお願い

日頃より、肝付町の保育行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染が世界的に広がる中、日本国内においても、全国的かつ急速に蔓延し、感染ルートを特定することができない感染者が増加している状態が続いております。4月16日に、感染拡大に対応するため「新型インフルエンザ等対策特別措置法」緊急事態宣言が発令されました。

肝付町では、上記の状況を踏まえ、就労等家庭への影響を考慮し、施設を開所しております。しかしながら、集団での教育や保育の実施により、感染へのリスクを高める恐れがあることから、お子様はもちろん、保護者の方の安全も考え、ご家庭での保育が可能な方につきましては、できる限り、ご家庭での保育をお願いいたします。

また、できる範囲で登園時刻を遅くする、降園時刻を早くする、延長（預かり）保育を利用しないなども含めて、ご協力をお願いいたします。

なお、**お子様が発熱や咳などの風邪の症状がみられる場合は、登園をお控えくださいますようお願いいたします。**

※このお願いはご家庭での保育が可能な方を対象とするものであり、就労等により保育が必要な方に登園自粛をお願いするものではありません。（特に医療従事者やひとり親世帯等で保育が必要な方） ※今後状況の変化等により取り扱いが変わる可能性があります。

【期間】

令和2年4月22日（水）～令和2年5月6日（水）

※期間については、今後の動向を踏まえ、延長を検討いたします。

【保育料について】

月に1日単位以上、家庭での保育にご協力をいただいた場合は、0歳児から2歳児クラスの保育料を日割り計算により減免させていただく予定としております。ただし、新型コロナウイルス感染防止に関係のない理由（例：私的な旅行や普段利用していない土曜日）での欠席は、減免の対象外となります。

※保育料については、利用者負担決定通知書に基づく保育料を一旦納付（口座引き落とし含む）していただき、返還させていただくことを検討しており、詳細が決定次第、別途お知らせさせていただきます。

保護者の皆様には、児童及び保育士等の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、何卒ご理解ご協力のほどよろしくをお願いいたします。